

平成 30 年度
災害廃棄物処理システムの強靱化及び災害対応力強化に係る業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務を行う目的

本委託業務は、平成 29 年度の三重県災害廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月）の見直し検証結果を踏まえた、県計画の改定支援及びそれに伴う「三重県災害廃棄物処理に関する業務手順書（平成 28 年 3 月）」や「市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成 26 年 3 月）」、「三重県処理困難廃棄物対策マニュアル（平成 27 年 3 月）」の見直しの必要性について検証を行い、県計画の実効性を高めるとともに、災害廃棄物処理に精通した人材育成を図る災害廃棄物処理スペシャリスト人材育成講座及び災害時のマネジメント能力向上を図るための教育訓練を開催し、発災時の対応力向上を図ることを目的とする。

2 企画提案コンペを行う理由

本委託業務における災害廃棄物処理計画改定支援や災害廃棄物処理に精通した人材育成、災害時のマネジメント能力向上を図るための教育訓練を行うには、短期間で効果的に災害廃棄物処理に係る知識等を習得するための研修内容やカリキュラム等の構築、災害廃棄物処理の知見を基にしたシナリオの作成等を行う必要があり、災害廃棄物処理に関する高い専門性のほか、最新の知見に基づく提案など、企画性、創造性、独自性が求められることから、企画提案コンペを行うものである。

3 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 平成 30 年度災害廃棄物処理システムの強靱化及び災害対応力強化に係る業務委託
- (2) 委託期間 契約締結日から平成 31 年 3 月 25 日までとする
- (3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

4 契約上限額

12,426,480 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げるものでないこと。

6 参加手続き等

本企画提案コンペの参加希望者は、以下の書類を提出するものとする。

(1) 企画提案コンペ参加申込み

本事業の企画提案コンペへの参加を希望する者は、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)に必要な書類を添付して送付すること。

ア 提出期限 平成30年4月18日(水)17時まで(必着)

イ 提出場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課リサイクル推進班

ウ 提出方法 メール、ファクシミリ、郵送または持参
ただし、メールまたはファクシミリの場合は、4月18日(水)までに原本を提出すること。

エ 受理の確認 参加資格確認申請書を受理後、4月20日(金)までに担当課より連絡を行うため、4月20日(金)15時までに連絡がない場合は、担当課まで確認を行うこと。

(2) 企画提案資料の提出

ア 提出期限 平成30年4月25日(水)17時まで

イ 提出場所 上記5(1)(イ)で定めた場所とする。

ウ 提出方法 上記(イ)の場所へ原則郵送する。(メールおよびファクシミリでの提出は受け付けない。)なお、郵送する場合は、一般書留、簡易書留等により到着が確認できるようにすること。

ただし、梱包重量制限等により郵送できない場合は、持参によることも認める。その場合は、担当部局に持参する日時について連絡を行うものとする。

7 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)・・・1部
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・10部
- (3) 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
- (4) 契約実績証明書(第2号様式)・・・・・・・・・・1部

8 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、平成30年度災害廃棄物処理システムの強靱化及び災害対応力強化に係る業務委託企画提案コンペ選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

・有効性

業務目的を達成するために、具体的かつ効果的な提案内容となっているか。

・企画性

業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっ

ているか。

- ・ 明瞭性

調査分析及び研修の方法や成果品のまとめ方は、読み手（受講者）にとって理解しやすく利活用しやすいものとなるよう考慮されているか。

- ・ 業務遂行能力

業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があるか。

- ・ 計画性

業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。

- ・ 経済性

低廉な提案価格となっているか。

（２）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日時：平成 30 年 5 月上旬

場所：津市内

プレゼンテーションの実施日時、場所等については、平成 30 年 4 月 27 日（金）17 時までに電子メールにて連絡する。

プレゼンテーションにおける説明は、6 で提出のあった企画提案書により行うものとする。

9 最優秀提案者に提出を求める書類

選定決定通知を受けた最優秀提案者は、速やかに以下の書類を提出するものとする。

- （１）消費税および地方消費税についての「納税証明書（その３ 未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の 6 か月前までに発行したもの）（写し可）
- （２）三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 か月前までに発行したもの）（写し可）

10 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

（１）質問の受付期限

平成 30 年 4 月 18 日（水）17 時まで（必着）

（２）質問の方法

質問は、文書（様式自由、ただし規格は A4 版）にて行うものとし、ファクシミリまたは電子メールにて提出し、必ず担当部局まで電話により着信の確認を行うものとする。

なお、質問文書には、事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話およびファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記すること。

（３）質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 30 年 4 月 20 日（金）17 時までに、質問者あてにファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により行うものとする。

11 既存資料の閲覧

企画提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

(1) 閲覧資料

- ア 三重県災害廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月 三重県）
- イ 市町災害廃棄物処理対策マニュアル（平成 26 年 3 月 三重県）
- ウ 三重県災害廃棄物の処理に関する業務手順書[改訂版]（平成 28 年 3 月 三重県）
- エ 三重県処理困難廃棄物対応マニュアル（平成 28 年 3 月 三重県）
- オ 平成 28 年度強靱な災害廃棄物処理システム体制の整備及び災害対応力強化に係る業務委託報告書（教育訓練、人材育成に係る部分）
- カ 平成 29 年度強靱な災害廃棄物処理システム体制の整備及び災害対応力強化に係る業務委託報告書（教育訓練、人材育成、県計画改定検証に係る部分）

(2) 閲覧場所

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課

(3) 閲覧期間

平成 30 年 4 月 25 日（水）17 時まで

(4) その他

閲覧資料については、メールによる送付も可能。

12 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」という。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しない。

《参考》三重県会計規則 第 75 条第 4 項

契約締結者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社または金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社または金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、これらをすべて誠実に履行した者またはこれに準ずると認められる者であって、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が受払代金を即納したとき。

- (5) 契約金額が第 73 条第 1 項の規定により随意契約によることができる額であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 契約の相手方が、国（公社、公団および独立行政法人を含む。）、地方公共団体または県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成 14 年三重県条例第 41 号）第 2 条第 1 項に規定する出資法人であるとき。
- (7) 単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であって、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

なお、契約金額は 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。
- (4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有するものとする。
- (5) 契約は、三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課において行う。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

14 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

15 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

16 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

17 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

18 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第 68 条、第 69 条および第 72 条に罰則があるので留意すること。
- (6) 次のいずれに該当するときは、その者の参加および提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案コンペに対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積額が委託料上限額を超えているとき。
 - キ その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したときおよび提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

19 連絡先

〒514 - 8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県環境生活部廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課 担当 小林、近藤

TEL : 059 - 224 - 2385 FAX : 059 - 222 - 8136 E-mail : haikik@pref.mie.jp